

通所介護重要事項説明書

アムール七瀬 デイサービスセンター

令和6年 9月 1日 現在

通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人アムール
主たる事務所の所在地	長野市若里二丁目10番1号
代表者	理事長 清水隆一
事業者の連絡先	電話：026-226-9485 FAX:026-217-1518 メールアドレス：groupinfo@amour.or.jp ホームページ：https://www.amour.or.jp
設立年月日	平成16年5月26日

2 サービス提供事業所

事業所名称	アムール七瀬 デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス事業	
事業所所在地	〒380-0904 長野市大字鶴賀34番1	
事業所の連絡先	電話：026-217-5128 FAX:026-226-6058 メールアドレス：ds_nanase@amour.or.jp	
管理者	中村まさ代	
指定年月日・事業所番号	平成23年7月16日指定	2070104829
実施単位・利用定員	1単位	定員34人
営業日	毎週月曜日から土曜日まで ※年末年始(12月31日から1月1日)を除く	
営業時間	8:00~17:00	
サービス提供時間	8:30~16:30 / 延長可能時間 16:30~17:00	
サービスを提供する地域	長野市(旧大岡村、旧鬼無里村、旧戸隠村、旧中条村、旧信州新町を除く) ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、事業所の生活相談員または看護職員、機能訓練指導員および介護職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護等のサービス提供をすることを目的とします。
運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持に並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

4 事業所の職員体制

職 種	職員数	業 務 内 容	
管理者	1名	業務統括、苦情対応、職員指導	
生活相談員	1名以上	通所介護に関する調整全般、相談助言、苦情対応	
従事者 サービス	看護師	1名以上	健康指導、健康管理
	機能訓練指導員	1名以上	機能維持のための訓練、指導
	介護職員	4.8名以上	日常介護業務、入浴介助

5 サービス内容

事業者は、介護保険給付の対象サービスとして、その施設において利用者に必要な日常生活上の世話、ならびに機能訓練を提供します。

- ①生活指導(相談援助等)
- ②機能訓練(日常動作訓練等)
- ③健康状態の確認(バイタルチェック等)
- ④介護サービス(移動や排せつの介助、見守り等)
- ⑤入浴サービス
- ⑥送迎サービス
- ⑦食事サービス
- ⑧レクリエーション

(利用者の意思を尊重し個々の利用者が希望される事を優先し取入れていく)

6 利用料金

(1) 介護保険サービス利用料金

利用者負担は、介護保険からの給付サービスを利用する場合、原則とし介護保険サービス利用料金表にある、基本サービスおよび介護保険適用の加算サービスの基本料金のうち、介護保険負担割合証に基づいた負担割合が負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

【介護保険サービス利用料金表】				
※端数の料金につきましては、調整させていただく場合がございます				
サービス項目	条件	単位数	単価	基本料金
要介護度 1	5～6時間	570	10.14	5,779円
要介護度 2	5～6時間	673		6,824円
要介護度 3	5～6時間	777		7,878円
要介護度 4	5～6時間	880		8,923円
要介護度 5	5～6時間	984		9,977円
要介護度 1	6～7時間	584		5,921円
要介護度 2	6～7時間	689		6,986円
要介護度 3	6～7時間	796		8,071円
要介護度 4	6～7時間	901		9,136円
要介護度 5	6～7時間	1008		10,221円
要介護度 1	7～8時間	658		6,672円
要介護度 2	7～8時間	777		7,878円
要介護度 3	7～8時間	900		9,126円
要介護度 4	7～8時間	1023		10,373円
要介護度 5	7～8時間	1148		11,640円
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	40		405円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき	56		567円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき	76		770円
若年性認知症利用者受入	1日につき	60		608円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき	160		1,622円
中重度ケア体制加算	1日につき	45		456円
科学的介護推進体制加算	1月につき	40		405円
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき	60		608円
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	22		223円
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	月の 所定単位数	9.2%		—

※条件の時間「○～○時間」は「○時間以上○時間未満」の省略表記をしております。

(2) その他の費用

食費	790 円(おやつ代含む) / 特別食(疾病対応食)実費
おむつ代	実費
キャンセル料	サービス実施日前日までにご連絡のない無断キャンセルは、キャンセル料 500 円を請求させていただきます。 ※但し、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は請求しません。
送迎の費用	通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合、送迎の費用はその実費をいただきます。なお車両を使用して送迎をした場合は、以下の金額をいただきます。 ①通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 5k m未満 150 円 ②通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 5k m以上は 5k m毎に 150 円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は翌平日) 利用可能金融機関：八十二・長野・しんきん・ゆうちょ・JA・けんしん
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の月末(祝休日の場合は直前の平日)までに、お振り込みください。(手数料は利用者様の負担になります)

7 サービスの利用方法

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※既に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

8 相談窓口

(1) サービス提供に関する相談や苦情等は、当事業所の下記窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：026-217-5128 (8:00~17:00) 面接場所：当事業所の相談室 メールアドレス：ds_nanase@amour.or.jp
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長野市保健福祉部介護保険課	026-224-5094
	長野県国民健康保険団体連合会	0120-28-7109
	長野県社会福祉協議会サービス適正化委員会	0120-28-7109

9 守秘義務について

事業者は業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持します。

従事者であった者に、業務上知り得た利用者またその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容としています。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後5年間保管し、利用者およびその家族に限り求めに応じて閲覧させ、または複写物を交付します。ただし、複写に際しては、実費相当額をご負担いただきます。

11 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	()
	電話番号	— —

12 損害賠償

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。

但し、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、その限りではありません。

損害賠償義務の履行を確保するため、事業者は、損害賠償責任保険に加入しています。

利用者またはその家族などが事業従事者に対し、生命・身体・財産等の損害を与えた場合には、その損害賠償を請求されることがあります。

13 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市区町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたり、利用者またその家族にご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業所または当事業所の担当者へご連絡下さい。

(4) 禁止事項について

- ①事業従事者に対する身体的暴力
- ②事業従事者に対する精神的暴力
- ③事業従事者に対するセクシャルハラスメント

※事業従事者へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

15 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従事者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止担当者を定めます。 役職：管理者 氏名：中村まさ代

16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 ハラスメント防止について

事業所は、介護現場で働く事業従事者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的または力を使って危害を及ぼす行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③従事者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

